



三木町就学前の子どもの教育・保育のあり方について

【既存施設の活用再編による待機児童対策】

【中間答申】

令和2年7月7日

三木町就学前の子どもの教育・保育のあり方検討委員会

## 1 現状から見える課題

### (1) 児童数の偏在化と待機児童

女性の社会進出、核家族化の進展など、子どもを取り巻く環境の変化に伴い保護者ニーズも大きく変化してきているなか、幼稚園と保育所それぞれの園児数の偏在化が顕著になってきている。

現在、公立幼稚園は小学校区ごとに4施設が設置されているなか、田中幼稚園及び白山幼稚園においては、それぞれの小学校区内に住所を有する児童数減少の影響もあり、年々在園児数は減少し、幼稚園活動において、集団としての一定規模を確保することが困難な状況になってきている。

一方、公立保育所は小規模保育所を含め3施設を設置し、その他認可保育所として私立保育所5施設と事業所内保育所1施設との連携体制のもと、9施設体制で保育需要に対応しているなか、近年の保育ニーズの高まりを受け、各保育所とも定員を大幅に上回る児童を受け入れており、施設規模や保育士不足といった双方の課題から、入所を希望する全ての児童を受け入れることが困難となり、昨年10月には本町では初めて待機児童が発生している。

このため、今後もしばらくは増加が予想される保育ニーズに対し、幼稚園と保育所の園児数の偏在化の解消に努めるとともに、総合的な観点から受入体制の対策を講じていく必要があるなか、喫緊の課題としての待機児童対策が早期に必要であると推察される。

## (2) 施設の現状

ししの子幼稚園を除く公立 3 か所の幼稚園は昭和 56 年から平成元年度にかけて順次建築されており、建築後約 30 年を経過しつつも、適宜、改修を実施してきていることから今後も十分に利用できる施設であるが、受入れ児童数の減少が続く幼稚園においては、教室や遊戯室などの面積に対し、余裕部分が多く見られる状況がある。

一方、公立 2 か所の神山保育所は平成 5 年、下高岡保育所は平成 7 年にそれぞれ建築されており、公立幼稚園より建築経過年数は短く、比較的新しい施設であるが、両施設とも、設計時の児童定員数を 40 人程度とした施設規模としていることから、近年は 70 人を超える受入れ児童に対応するため、本来、入所式や修了式、また発表会などに使用する遊戯室を常時保育室として使用し、また、児童用便器の慢性的な不足など、早急な施設改修を行うなど保育環境の改善が望まれる。

また、神山保育所においては、主要幹線からのアクセス道路は整備されているものの、山間部に立地していることから、就労している保護者の毎日の送迎にも少なからず影響を与えていると推察される。

## (3) 職員

幼稚園教諭及び保育士の配置は、受入れ児童数の決定に対し重要な要因の一つであるが、国の要件を満たす人員を安定的かつ継続的に配置していくことは、近年の人材不足により苦慮している状況が見られる。

このため、将来を見据えつつ、職員の適正な配置について検討する必要がある。

#### (4) 予算措置

少子化の進行現状を見据えた将来ビジョンに基づく適正な施設数や整備時期などを検討し、限られた予算のなかで、計画的な予算措置が必要である。

## 2 中期展望による幼児教育・保育のあり方について

諮問理由にあるように、就学前の子どもに対する幼児教育・保育は、子どもたちが健やかに育つ過程において、人格形成の基礎を培う重要な時期である。

長期的には、人口減少に連動するように子どもの数も減少し、保育ニーズもいずれは減少していくものと予想されるが、女性の就労率の増加、核家族化の一層の進展、また、昨年 10 月から実施された「幼児教育・保育の無償化」などを背景に、今後もしばらくは保育ニーズの高まりが続くものと予想される。

このような中、幼稚園と保育所では、一部の幼稚園では園児数は大きく減少し、定員の半分にも満たさず「幼稚園設置基準（昭和 31 年文部省令第 32 号）」に示されている 1 学級あたり 35 人以下を大幅に下回っている現状もあり、近い将来、幼稚園単独での運営が困難になることも想定される。

一方、保育所では昨年 10 月には本町で初めて待機児童が発生したなか、0 歳児から 2 歳児までの保育ニーズが特に高く、これらの年齢を対象とした待機児童対策は三木町の子育て施策の推進には喫緊の課題となっており、潜在的な待機児童を含めると、待機児童解消に向けた対応を先送りすることなく求められている状況である。

この全国的な背景により、国でも子ども・子育て支援関連法を制定し、そのなかで「質の高い幼児期の学校教育・保育」の総合的な提供（幼保一元化）として、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の考え方が示され、全国的に認定こども園への再編整備が積極的に行われているところでもあり、県下でも同様な状況が見られる。

認定こども園とは、幼稚園と保育所のそれぞれの長所を活かしながら、その両方の役割を果たすことができる施設として就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する就学施設であり、特徴は、保護者の就労・未就労に関わらず利用できる点、また仮に保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できる点、更には子育て相談や親子の集いの場といった地域の子育て支援を担う機能も併せもつ施設である。

本委員会では、この認定こども園について議論を深め、喫緊の課題である待機児童対策には、既存施設を認定こども園へ移行する手法が最も現実的な手法として有効であるとともに、将来を見据えた幼児教育・保育環境の充実に向け、その取り組みの結果を慎重に分析しつつ引き続き検討を重ねていく必要があると考える。

第 3 回目の委員会では、この既存施設の利用について 2 つの手法が提案された。

一つ目は、受入れ児童の減少が進み、今後も園児数の増加が困難と見込まれる白山幼稚園及び田中幼稚園の施設内余裕部分に着目し、幼稚園を「幼保連携型認定こども園」へ移行し、新たに 0 歳から 2 歳までの 3 号認定の児童の受け皿を加え、施設規模を有効に活用する手法。

二つ目は、白山幼稚園と下高岡保育所の両施設間の距離が約 600 メートル

ルと隣接している点や既にお互いに交流活動がある点に着目し、分園式の「幼保連携型認定こども園」へ再編し、3号認定の児童の受け皿の拡充と同時に両施設間での効率的な職員配置を可能とするなど、それぞれの施設が持つ課題を一体的に解決するための手法が提案された。

検討の結果、待機児童対策としてはいずれも有効であるが、幼稚園を認定こども園へ移行する一つ目の手法では、新たに受入の対象となる2号・3号認定の児童に対する食事提供に関し、自園調理のための調理室を幼稚園施設内に新たに設置する必要性が発生するなど、施設の改修など一定の経費を要するのに対し、保育所施設を活用する二つ目の手法では、設置が義務付けられている保育所内の既設調理室の活用や既に配置されている調理員など、移行にあたり、必要とされる経費や職員の配置などを総合的に考慮し、白山幼稚園と下高岡保育所を一体的に再編する手法が中期的な視点では望ましいとの結論に至った。

なお、認定こども園への再編にあたっては、以下の事項に十分留意しながら進めることを求めるものである。

- ① 認定こども園教育・保育要領に基づくカリキュラム等の作成にあたっては、幼稚園教諭、保育士といった現場職員を含め十分な議論を行うこと。
- ② 認定こども園への移行は、これまでの長い歴史を持った就学前の子どもの形態を変えることとなるため、より効果的な手法により、保護者等からの意見を聴取できる機会を設けるべきであり、また、施設の

利用形態の変化に伴う送迎時の交通事情など、地域住民に対しても十分な合意形成が図られるよう周知に努めること。

- ③ これまで培われた公立施設における教育・保育の成果を生かし、また、伝統を継承しつつも、より質の高い教育・保育を全ての子どもに提供できるよう職員の資質向上や体制整備を図ること。さらに、特別な支援を必要とする子どもたちや配慮を必要とする子どもたちへの支援については、適切な環境のもと、積極的かつ継続的に取り組むこと。
- ④ 今後も多様化することが予想される保護者のニーズを的確に把握し、真に必要とされる保育サービス等の提供に努めるとともに、さらなる子育て支援の充実に取り組むこと。また、施設を統合し認定こども園へ移行することによる効果を生かし、職員配置等にも留意しながら待機児童の解消に努めること。
- ⑤ これまで、三木町では、公立施設と私立施設が互いの良さを理解し、切磋琢磨しながら高め合って子どもの教育・保育を担ってきたという歴史がある。公立施設の認定こども園への移行にあたっては、引き続き、公立・私立施設の適切な役割分担の下で、それぞれの施設の特徴を最大限生かすとともに、それぞれが個性を大切にし、共により良い教育・保育が提供できる体制となるよう地域の実情やバランスを考慮しながら再編を進めること。

- ⑥ 認定こども園へ移行した後は、幼稚園教諭と保育所保育士が同一の施設において教育・保育を担うこととなる。現在の職員の多くは、幼稚園教諭と保育士双方の資格免許を有しており、互いの保育観を理解できる環境にある。したがって、これら職員の有する知識と経験を生かし、認定こども園への移行を円滑に進めることができるよう幼保合同研修会などを新たに取り組むなど、職員の相互の共通理解を図ることができるよう配慮すること。

### 3 まとめ

公立幼稚園と公立保育所を再編するにあたっては、町の厳しい財政状況のなか、将来を見据えた自治体経営の視点と保護者ニーズの変化、更には私立幼稚園・保育所との調和のとれた進め方が必要である。

一方、早期の対策が必要な待機児童対策では、既存ストックの効率的な活用には本委員会では着目し、就学前児童を取り巻く三木町の現状と課題について現地視察を含め現在まで4回の委員会を開催し、一旦取りまとめを行うことが必要と考え今回の中間答申の提出に至ったものである。

今後は、この中期的な取り組みに対する意見、児童やその保護者を取り巻く背景について継続的に検証を重ねつつ、長期的な視点では、白山幼稚園と同様に児童数の減少が進む田中幼稚園の施設形態のあり方、小学校区外の児童が半数以上通う神山保育所の保護者ニーズとの整合性にも着目しながら更に議論を進めていく必要があると考える。

今回、新型コロナウイルス感染拡大により、世界各地で様々な経済的活動の自粛などによる事態の収束に向けた取り組みが行われているなか、日本で

は4月16日には全ての都道府県に対して緊急事態宣言が発令され、5月25日の解除までの期間、経済的活動の自粛や学校の臨時休業が実施されたなか、原則開設とされた幼稚園・保育所の利用自粛協力に伴う児童のストレスや保護者負担の増大など、このような緊急事態時における児童の教育・保育について改めて考えなければならない新たな課題も見えてきた。

このような経験を踏まえ、改めて公共が果たす役割、連携施設としての私立との関係性にも柔軟性を持たせるなど、三木町がこれまで培ってきた長所を生かしつつ、将来を担う子どもたちにとって、就学前の期間がより良い教育・保育の環境の充実に向けての一助となるよう期待するものである。